

(表面)

事業主責任災害及び第三者行為災害競合の場合の

業務・通勤		支給調整事務処理記録簿									
受付番号	—	保険 番号	府県	所轄	管轄	基幹番号			枝番号	要求 償 否 求 償	
受付年月日	・										
災害発生年月日	年 月 日 午前 午後 時 分頃								労災先行 自賠先行		
災害発生場所											
損害賠償 償者	氏名										
	住所	(〒 )				(電話 )					
	被災労働者との 関係	本人・その他( )									
	被災労働者				第三者						
氏名	( 歳)				( 歳)						
住所											
所属事業場名											
所在地											
事業主											
					事業主責任の有無 有・無						
自賠 関係	管轄店名					証明書番号					
	所在地					保険契約者					
	照会年月日	・	督促年月日	・	回答年月日	・					
	保険金の支払	支払済・支払の予定・請求なし 年 月 日 円									
	任意加入	加入・未加入 (対人 円)									
第三者行為災害報告書	送付	・				回答	・				
実 調	対象	被災者		加害者							
	調査年月日	・		・							
	復命書番号										
受付書類	1. 第三者行為災害届( ) 6. 2. 念書( ) 3. 事故証明書( ) 4. 5. y										

(裏面)

支給調整の内容	民事損害賠償の損害項目	逸 失 利 益		備 考	決 裁	
	支給調整を行う労災保険付					
	支給決定年月日	. . .				
	(年金証書番号)					
	支給調整の対象となる額	事業主負担分	第三者負担分			
		円	円			
	支給停止開始年月日	. . .				
	支給停止解除年月日	. . .				
	9年到達年月日	. . .				
上限年令到達年月日	. . .					
求債権取得通知	求債権取得通知 . . . 年 月 日					
	債権発生通知年月日					
	1.	. . .	5.	. . .	9.	
	2.	. . .	6.	. . .	10.	
	3.	. . .	7.	. . .	11.	
4.	. . .	8.	. . .	12.		
. . . 完結						
年 月 日	処 理 経 過			決 裁		
備 考						

### 第3節 自動車損害賠償責任保険の保険金等の支給と競合のケース

- (1) 事業主が自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の被保険者である場合  
労災法第64条第2項の規定にある「損害賠償を受けたとき」には自賠責保険の保険金を受けた場合も含まれるので、事業主による損害賠償として自賠責保険の保険金が保険会社等から支払われた場合においては、その自賠責保険の保険金額につき、前記第2章の方法による調整が行われる。
- (2) 事業主責任災害と第三者行為災害とが競合する場合において第三者が自賠責保険の被保険者である場合  
基本的には前記第2節の2の調整方法による調整が行われる。  
この場合において第2節の2の(1)にいう損害賠償額は、第三者の損害賠償としての自賠責保険の保険金額を含めた民事損害賠償額となる。
- (3) 事業主又は第2節の場合における第三者が自動車損害賠償責任共済の被共済者である場合  
(1)及び(2)に準ずる。

### 第4節 分割賠償が行われた場合の取扱い

逸失利益に係る労災保険給付相当分を含む民事損害賠償を一括ではなく分割方式で受けた場合の取扱いは次によることとする。なお、逸失利益以外の損害項目に係る場合も以下に準じて取り扱うこととする。

1. 業務災害又は通勤災害によって生じた損害の賠償が分割方式で行われる場合には、損害項目ごとに労災保険給付でカバーされない部分（労災保険給付の支給水準を超える部分＝いわゆる上積み部分）から補てんする趣旨のものとして取り扱うこととする。したがって当初においては、労災保険給付の支給調整を行う必要はない。しかしながら、分割して行われる賠償済額の累計額と損益相殺額（労災保険給付分を除く。）との合計額が当該上積み部分の補てんを超えるに至った場合には、超えるに至った時点からその超える額を支給調整対象額として前記に示したところに沿って所要の支給調整を行うこととなる。  
すなわち、逸失利益の場合は、次の処理を行う。
  - イ 賠償済額の累計と損益相殺額（労災給付分を除く。）との合計額（すなわち〔逸失利益額－賠償予定額）－前払一時金最高限度額等（注）〕により算定される額）が下記㉔の額に達するまでは労災保険給付の支給調整を行わない。
  - ロ 賠償済額の累計と損益相殺額（労災保険給付分を除く。）との合計額（すなわち〔逸失利益額－賠償予定額）－前払一時金最高限度額等（注）〕により算定される額）が下記㉔の額を超えた場合には下記㉕の範囲で支給調整を行う。

④ 逸失利益額のうち上積み部分：

$$\begin{array}{c}
 \text{逸失利益額} \\
 \boxed{\phantom{00000}} \times 1 - \boxed{\phantom{00000}} \times \boxed{\phantom{00000}} \\
 \left[ \begin{array}{l}
 \text{第2章第5節の1(2)イ(イ)} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ロ(イ)} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ハ(イ)} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ニ(イ)} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ホ} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ト(イ)}
 \end{array} \right] \left[ \begin{array}{l}
 \text{第2章第5節の1(2)イ(ニ)} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ロ} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ハ(ニ)} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ニ(ロ)} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ホ} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ト(ニ)}
 \end{array} \right] \left[ \begin{array}{l}
 \text{第2章第5節の1(2)イ(イ)b} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ロ(イ)b} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ハ(イ)b} \\
 \text{第2章第5節の1(2)ト(イ)b} \\
 \text{等参照}
 \end{array} \right] \\
 \text{等参照} \qquad \qquad \qquad \text{等参照}
 \end{array}$$

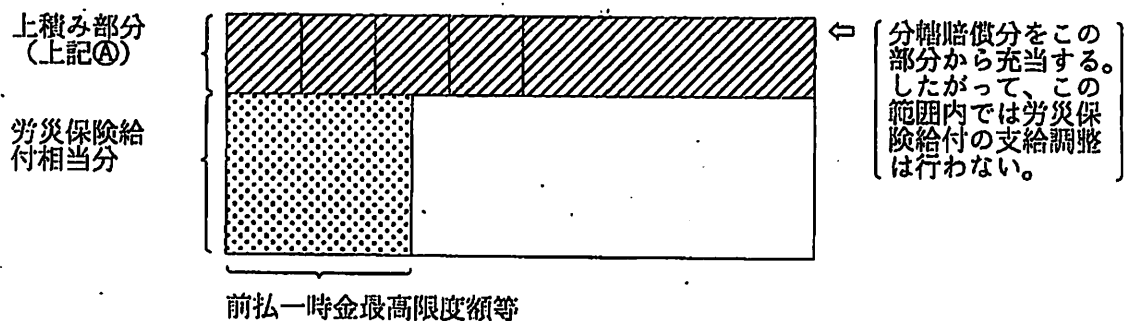
⑤ 逸失利益額のうち労災保険給付相当分：

$$\text{逸失利益額} \times \text{給付相当率} \times \text{厚生年金等併給調整率} - \text{前払一時金最高限度額等(注)}$$

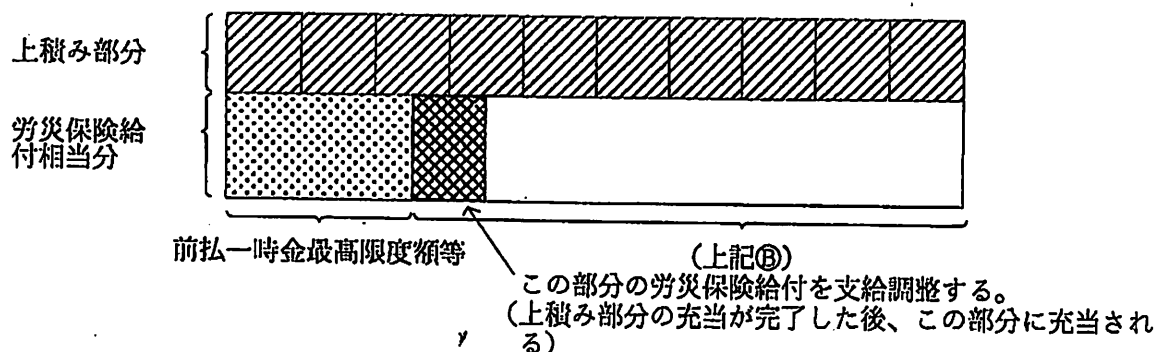
(注) 前払一時金最高限度額又は④の額を超えて損害賠償が行われるに至った日前に支給済みの労災保険給付の総額のいずれか大きい額をいう。

(参考図)

(1) (労災保険給付に対応する損害項目の分割賠償額の累計<上積み部分の賠償額)のケース



(2) (労災保険給付に対応する損害項目の分割賠償額の累計>上積みの部分の賠償額)のケース



## 2. 具体的事務処理

分割賠償の賠償額を受領届によりは握した場合は、その額を記録簿の処理経過欄に記入するが、当該賠償額の累計が上記④の額に達するまでは、支給調整部分がないので年金等の報告の必要はない。

累計額が④の額に達した後は、賠償額を受領する都度年金等の報告を行う等をして支給調整を行う。

## 参 考

### 1. 関係通達

- (1) 民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準（労働者災害補償保険法第67条第2項関係）について

（昭56.6.12 労働者発基第60号 労働事務）  
次官より各都道府県労働基準局長あて

労働者災害補償保険法第67条第2項の規定に基づき、標記基準が別紙のとおり定められた。この基準は、昭和56年11月1日以後に発生した事故に起因する損害について適用されるものである。ついては、その内容を了知のうえ、労働者災害補償保険制度の運営に遺憾なきを期されるよう、命により通達する。

民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給  
調整に関する基準（労働者災害補償保険法第67条  
第2項関係）

### 目 次

- 1 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償
  - (1) 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目
  - (2) 民事損害賠償の賠償額のうち比較の対象とする部分
  - (3) 企業内労災補償、示談金、和解金、見舞金等の取扱い
- 2 支給調整を行う労災保険給付
  - (1) 支給調整を行う労災保険給付の種類
  - (2) 支給調整が行われる労災保険給付の受給権者の範囲
- 3 支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目に応じた労災保険給付の支給調整の方法
  - (1) 逸失利益
  - (2) 療養費
  - (3) 葬祭費用
- 4 民事損害賠償の内訳等が不明なものの取扱い
  - (1) 労災保険給付相当分を含む民事損害賠償であるが、その内訳等が不明なものの取扱い
  - (2) 労災保険給付相当分を含むことが明らかでない場合の取扱い

1 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償

(1) 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目

次表の左欄に掲げる労災保険給付に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

支給調整を行う労災保険給付	民事損害賠償の損害項目
障害（補償）給付	逸 失 利 益
遺族（補償）給付	
傷病（補償）年金	
休業（補償）給付	
療養（補償）給付	療 養 費
葬祭料（葬祭給付）	葬 祭 費 用

(注) 「障害（補償）給付」は、業務災害についての「障害補償給付」と通勤災害についての「障害給付」の双方を表わす用語である。他の保険給付を表わす用語についても同様である。以下同じ。

(2) 民事損害賠償の賠償額のうち比較の対象とする額

(1)の損害項目に対する民事損害賠償の賠償額のうち労災保険給付の支給水準相当分のみを労災保険給付の額との比較の対象とする額とする。

(3) 企業内労災補償、示談金、和解金、見舞金等の取扱い

イ 企業内労災補償

企業内労災補償は、一般的にいつて労災保険給付が支給されることを前提としながらこれに上積みして給付する趣旨のものであるので、企業内労災補償については、その制度を定めた労働協約、就業規則その他の規程の文面上労災保険給付相当分を含むことが明らかである場合を除き、労災保険給付の支給調整を行わない。

ロ 示談金及び和解金

労災保険給付が将来にわたり支給されることを前提としてこれに上積みして支払われる示談金及び和解金については、労災保険給付の支給調整を行わない。

ハ 見舞金等

単なる見舞金等民事損害賠償の性質をもたないものについては、労災保険給付の支給調整を行わない。

2 支給調整を行う労災保険給付

(1) 支給調整を行う労災保険給付の種類

前記1(1)に掲げる保険給付に限定して支給調整を行い、特別支給金については支給調整を行わない。

(2) 支給調整が行われる労災保険給付の受給権者の範囲

労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償（前記1参照）を受けた労災保険給付の受給権者について支給調整を行う。ただし、遺族（補償）年金の受給権者のうち先順位の受給権者が失権した後の後順位の受給権者については、支給調整を行わない。

3 支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目に応じた労災保険給付の支給調整の方法

(1) 逸失利益

障害（補償）給付、遺族（補償）給付、傷病（補償）年金及び休業（補償）給付は、逸失利益に対する民事損害賠償の賠償額に相当する額の範囲で次の方法により支給調整を行う。

イ 基本原則

(イ) 逸失利益に対する民事損害賠償の賠償額のうち労災保険給付の支給水準相当分（以下「比較対象逸失利益額」という。）のみを労災保険給付との比較の対象とする額とする。

(ロ) 比較対象逸失利益額には、災害発生時から支給調整時までの利息分を加えない。

(ハ) 比較対象逸失利益額と比較する労災保険給付の額については、スライドが行われた場合にはスライド後の額による。

(ニ) 遺族（補償）給付の支給調整に係る比較対象逸失利益額は、受給権者本人の受けた民事損害賠償に係るものに限る。

(ホ) 労災保険給付の支給調整は、次のいずれか短い期間（以下「調整対象給付期間」という。）の範囲で行う。

a 前払一時金最高限度額相当期間の終了する月から起算して9年が経過するまでの期間（ただし、休業（補償）給付については災害発生日から起算して9年が経過する日までの期間、傷病（補償）年金については傷病（補償）年金の支給事由の発生した月の翌月から起算して9年が経過するまでの期間。）。)

b 就労可能年齢（遺族（補償）年金については死亡労働者の生存を仮定した場合の就労可能年齢とする。）（各年齢ごとに、別表第1に定める年齢とする。以下同じ。）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至ったときまでの期間。

ロ 各労災保険給付ごとの支給調整の方法には、以下のとおりとする。

(イ) 障害（補償）年金

調整対象給付期間内に限り、次の額に達するまで支給停止する。

$$\text{逸失利益額} \times \text{給付相当率} - \text{前払一時金最高限度額等}$$

(注1)                      (注2)                      (注3)

(注1) 逸失利益額：判決等で明示された逸失利益額とする。ただし、その額が下

記の額を上回る場合には、下記の額とする。(二)において同じ。

給付基礎日額×365×労働能力喪失率×就労可能年数に対応する

〈注①〉 新ホフマン係数〈注②〉

〈注①〉 労働能力喪失率：別表第2による。ただし、判決等における労働能力喪失率が明らかであるときはその率によることができる。以下同じ。

〈注②〉 就労可能年数に：別表第1による。ただし、判決等における就労可能年数が明らかであるときはその年数に対応する新ホフマン係数 新ホフマン係数によることができる。以下同じ。

(注2) 給付相当率：別表第3による。以下同じ。

(注3) 前払一時金最高限度額等：障害（補償）年金前払一時金最高限度額又は既支給の障害（補償）年金の支給額のいずれか大きい額。以下同じ。

(ロ) 遺族（補償）年金

調整対象給付期間内に限り、次の額に達するまで支給停止する。

逸失利益額 × 0.67 - 前払一時金最高限度額等

(注)

(注) 逸失利益額：判決等で明示された逸失利益額とする。ただし、その額が下記の額を上回る場合には下記の額とする。(ア)において同じ。

(給付基礎日額×365-死亡労働者本人の生活費) × 就労可能年数に  
対応する新ホフマン係数×遺族たる受給権者の相続割合

〈注〉 死亡労働者本人の生活費：給付基礎日額×365の35%とする。ただし、判決等における死亡労働者本人の生活費が明らかであるときはその額によることができる。以下同じ。

(ハ) 傷病（補償）年金

(イ) に準じる。

(ニ) 障害（補償）一時金

次の額に相当する額について支給調整を行う。ただし、障害（補償）一時金の支給事由が災害発生日から起算して9年を経過する日の後に生じた場合及び就労可能年齢を超えた日以後に生じた場合は、この限りではない。

逸失利益額 × 給付相当率 - 既支給額

(※) 遺族(補償)一時金(失権差額一時金の場合を除く。)

次の額に相当する額について支給調整を行う。

この場合に(二)のただし書を準用する。

逸失利益額 × 0.67 - 既支給額

(ハ) 前払一時金及び失権差額一時金

支給調整を行わない(法第67条第2項ただし書参照)。

(ト) 休業(補償)給付

(イ)に準じる(給付相当率は0.60とする。)

(2) 療養費

療養(補償)給付は、療養費に対する民事損害賠償の賠償額のうち療養(補償)給付に見合う額の限度で支給調整を行う。

(3) 葬祭費用

葬祭料(葬祭給付)は、葬祭費用に対する民事損害賠償額の限度で支給調整を行う。

4 民事損害賠償の内訳等が不明なものの取扱い

(1) 労災保険給付相当分を含む民事損害賠償であるが、その内訳等が不明なものの取扱い

民事損害賠償の賠償額のうち次に掲げるところにより算定した額を、労災保険給付との比較の対象とする額とみなして支給調整を行う。

イ 被災労働者が後遺障害について民事損害賠償を受けたケース

給付基礎日額×365×労働能力喪失率×就労可能年数に対応する  
新ホフマン係数×給付相当率-前払一時金最高限度額等

ロ 遺族が被災労働者の死亡について民事損害賠償を受けたケース

(給付基礎日額×365-死亡労働者本人の生活費)×就労可能年数に対応する  
新ホフマン係数×遺族たる受給権者の相続割合×0.67-前払一時金最高限度額等

ハ 被災労働者が療養のための一時労働不能による賃金喪失について民事損害賠償を受けたケース

イのケースに準じる。

(2) 労災保険給付相当分を含むことが明らかでない場合の取扱い

将来給付予定の労災保険給付相当分を含むことが明らかである場合以外は、労災保険給付に上積みして行われる賠償とみなして労災保険給付の支給調整を行わない。

別表第1

## 就労可能年齢及び就労可能年数と新ホフマン係数

年 齢	就労可 能年齢	就労可 能年数	係 数	年 齢	就労可 能年齢	就労可 能年数	係 数
15歳	67歳	52年	25.261	40歳	67歳	27年	16.804
16	67	51	24.984	41	67	26	16.379
17	67	50	24.702	42	67	25	15.944
18	67	49	24.416	43	67	24	15.500
19	67	48	24.126	44	67	23	15.045
20	67	47	23.832	45	67	22	14.580
21	67	46	23.534	46	67	21	14.104
22	67	45	23.231	47	67	20	13.616
23	67	44	22.923	48	67	19	13.116
24	67	43	22.611	49	67	18	12.603
25	67	42	22.293	50	67	17	12.077
26	67	41	21.970	51	67	16	11.536
27	67	40	21.643	52	67	15	10.981
28	67	39	21.309	53	67	14	10.409
29	67	38	20.970	54	67	13	9.821
30	67	37	20.625	55	67	12	9.215
31	67	36	20.275	56	67	11	8.590
32	67	35	19.917	57	67	10	7.945
33	67	34	19.554	58	67	9	7.278
34	67	33	19.183	59	67	8	6.589
35	67	32	18.806	60	68	8	6.589
36	67	31	18.421	61	69	8	6.589
37	67	30	18.029	62	69	7	5.874
38	67	29	17.629	63	70	7	5.874
39	67	28	17.221	64	71	7	5.874

年 齢	就労可 能年齢	就労可 能年数	係 数	年 齢	就労可 能年齢	就労可 能年数	係 数
65歳	71歳	6歳	5.184	82歳	85歳	3年	2.731
66	72	6	5.184	83	85	2	1.861
67	73	6	5.184	84	86	2	1.861
68	73	5	4.364	85	87	2	1.861
69	74	5	4.364	86	88	2	1.861
70	75	5	4.364	87	89	2	1.861
71	76	5	4.364	88	90	2	1.861
72	76	4	3.564	89	91	2	1.861
73	77	4	3.564	90	92	2	1.861
74	78	4	3.564	91	93	2	1.861
75	79	4	3.564	92	94	2	1.861
76	80	4	3.564	93	95	2	1.861
77	80	3	2.731	94	95	1	0.952
78	81	3	2.731	95	96	1	0.952
79	82	3	2.731	96	97	1	0.952
80	83	3	2.731	97	別記の	1	0.952
81	84	3	2.731		とおり		

(別記) 97歳以上の年齢の者の就労可能年齢は、当該年齢に1年を加えた年齢とする。

別表第2 労働能力喪失率

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

別表第3 給付相当率

障害等級	給付相当率
第1級	0.67
第2級	0.67
第3級	0.67
第4級	0.64
第5級	0.64
第6級	0.64
第7級	0.64
第8級	0.58
第9級	0.58
第10級	0.58
第11級	0.58
第12級	0.58
第13級	0.58
第14級	0.58

(2) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行  
(第2次分)等について

(昭56.10.30 基準第696号 労働省労働基準局長から各都道府県労働基準局長あて)

労働者災害補償法等の一部を改正する法律(昭和55年法律第104号)による労災保険制度の改善の大綱及び一部施行部分の実施細目については、既に昭和55年12月5日付け労働省発基第100号、同日付け基発第673号及び同日付け発勞徴第68号・基発第674号により、また同法の最終施行分である昭和56年11月1日施行分の一部に関し既に昭和56年6月12日付け基発第60号により通達されたところであるが、今般同法の最終施行分が昭和56年11月1日から施行され、これに伴い、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和56年労働省令第36号)、労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令(昭和56年労働省令第37号)及び労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示の一部を改正する告示(昭和56年労働省告示第91号)が、昭和56年10月29日に公布され、同年11月1日から、施行されることとなった。

については、下記の事項に留意の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

(注) 法令の略称は次のとおりである。

労 災 法 = 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

改 正 法 = 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和55年法律第104号)

新労災法 = 改正法第1条の規定による改正後の労災法

労 災 則 = 労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)

労災則改正省令 = 労働省災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和56年労働省令第36号)

新労災則 = 労災則改正省令による改正後の労災則

特 支 則 = 労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)

特支則改正省令 = 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令(昭和56年労働省令第37号)

新特支則 = 特支則改正省令による特支則

記

### 第3 労災保険の保険給付と民事損害賠償との調整

労災保険は、業務災害又は通勤災害に対して保険給付等を行うことを主たる目的としているが、保険給付の原因である事故が、事業主の有責な行為によって又は事業主の直接的な行為はなくても事業主の責任の下に生じ、その結果、被災労働者又はその遺族に対する事業主の民法等に基づく損害賠償責任が発生する場合がある。

このような事故については、その発生について「事業主」の行為等による責任が介在するため、被災労働者又はその遺族は、労災保険に対し保険給付請求権を取得すると同時に、事業主に対しても民法等に基づく損害賠償（以下「民事損害賠償」という。）を請求する権利を取得することとなるが、同一の事由について重複して損害がてん補されることとなれば、実際の損害額よりも多くの支払いを受けることとなり、また労災保険については、その保険料は全額使用者負担であるので民事損害賠償と保険給付との重複は、事業主の負担の重複をもたらす、保険料負担者である事業主の保険利益を損なうなど不合理な結果を招くこととなる。

このため、新労災法第67条が新設され、同一の事由について保険給付相当分を含む民事損害賠償と保険給付との調整について保険給付相当分を含む民事損害賠償の側における調整としての前払一時金最高限度額を限度とする履行猶予・免責及び労災保険の側による保険給付の支給調整の二つの調整が規定されたものである。

#### 1. 民事損害賠償の側における調整（新労災法第67条第1項関係）

(1) 障害補償年金若しくは障害年金（第3において「障害（補償）年金」と略称する。）又は遺族補償年金若しくは遺族年金（第3において「遺族（補償）年金」と略称する。）の受給権者（これらの年金の受給権を有することとなった時に、これらの年金に係る前払一時金を請求することができる者に限る。）が、同一の事由について、事業主から民事損害賠償（これらの年金によっててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けるときは、当分の間、その事業主は、これらの者の年金受給権が消滅するまでの間、次に示す額の限度で当該民事損害賠償の履行をしないことができる（履行が猶予される）こととされた。

すなわち、当該民事損害賠償の履行をしないことができる額（履行猶予額）は、その損害の発生時から当該年金に係る前払一時金を受けるときまでの当該履行猶予額について法定利率により計算される額を当該履行猶予額に合算した場合における当該合算した額がその前払一時金の最高限度額に相当する額となるべき額（次の(2)により事業主が民事損害賠償の責めを免れることとされたときは、その免れた額を控除した額）とされている。

(参 考)

$$\text{履行猶予額} = \text{前払一時金最高限度額} - \left[ \begin{array}{l} \text{損害発生時から前払一時金を受けるときま} \\ \text{での履行猶予額について法定利率により計算} \\ \text{される額} \end{array} \right]$$

(2) 上記(1)により民事損害賠償の履行が猶予されている場合において、当該年金たる保険給付（第3において「年金給付」という。）又は当該年金給付に係る前払一時金が支給されたときは、事業主は、次に示す額の限度で上記(1)により履行猶予されている損害賠償の責任を免れることとされる。

すなわち、免責される額は、その損害の発生時からこれらの年金給付又は当該年金給付

に係る前払一時金が支給された時までのその免責される額について法定利率により計算される額を当該免責される額に合算した場合における当該合算した額がこれらの支給された年金又は前払一時金の額となるべき額とされている。

(参 考)

$$\text{免責される額} = \left[ \begin{array}{l} \text{年金給付又は当該} \\ \text{年金給付に係る前} \\ \text{払一時金の支給額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{損害発生時から年金又は前払一時金} \\ \text{の支給を受けた時までの法定利率に} \\ \text{より計算された額} \end{array} \right]$$

(9) なお、同一の事由について、労災保険から保険給付が行われれば、一般に、少なくともその価額の限度で事業主が民事損害賠償の責任を免れることについては、特段の規定はなくても当然の理とされる。

## 2. 労災保険の側における調整（保険給付の支給調整）（新労災法第67条第2項関係）

### (1) 総 説

労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から損害賠償を受けることができる場合であって、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、民事損害賠償（当該保険給付によっててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、政府は、労働者災害補償保険審議会の議を経て労働大臣が定める基準（以下「支給調整基準」という。）により、その価額の限度で保険給付をしないことができることとされた。

この場合、次の点に留意する必要がある。

- イ 保険給付の支給調整が行われることとなるのは、保険給付の事由と同一の事由に基づく民事損害賠償が行われた場合に限られる。したがって、労災保険が業務災害及び通勤災害による稼得能力の損失をてん補することを主たる目的としており、精神的損害及び物的損害についてはてん補の対象としていないので、これらの損害項目について受給者が事業主から民事損害賠償を受けても、支給調整を行う必要はないこと。
  - ロ また、保険給付の支給調整が行われることとなるのは、保険給付相当分を含む民事損害賠償が行われた場合に限られる。したがって、いわゆる保険給付の上積み分に相当する民事損害賠償を受けても、支給調整を行う必要はないこと。
  - ハ 保険給付の支給調整が行われるのは、同一の事由に基づき行われた民事損害賠償の賠償額のうち保険給付の支給水準相当分のみであり、これを上まわるいわゆる上積み分については、支給調整は行われないこと。
  - ニ なお、労災法第67条第2項ただし書において、前払一時金最高限度額の範囲内において支給される保険給付については、前記1に示すとおり民事損害賠償の側で調整を行うことができるので、労災保険の側での支給調整は行われないこととされていること。
- すなわち、事業主から民事損害賠償が行われた場合であっても支給調整が行われない

保険給付は、次の(イ)から(イ)までの給付とされる。

(イ) 障害(補償)年金及び遺族(補償)年金(支払うべき当該年金給付額を年利5分で割り引く方法により計算した額の合計額が、当該年金給付に係る前払一時金の最高限度額に相当する額(当該前払一時金給付の支給を受けたことがある者にあつては、当該支給を受けた額を控除した額とする。)に達するまでの間についての年金に限る。)(新労災法第67条第2項第1号及び新労災則附則第43項関係)

(ロ) 障害補償年金差額一時金及び障害年金差額一時金(第3において「障害(補償)年金失権差額一時金」と略称する。)並びに労災法第16条の6第2号の場合に支給される遺族補償一時金及び労災法第22条の4第3項において読み替えて準用する労災法第16条の6第2号の場合に支給される遺族一時金(第3において「遺族(補償)年金失権差額一時金」と略称する。)(労災法第67条第2項第2号関係)

(ハ) 障害補償年金前払一時金及び障害年金前払一時金(第3において「障害(補償)年金前払一時金」と略称する。)並びに遺族補償年金前払一時金及び遺族年金、前払一時金(第3において「遺族(補償)年金前払一時金」と略称する。)(労災法第67条第2項第3号関係)

## (2) 損害賠償の受領に関する届出

イ 労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から民事損害賠償を受けることができる場合であつて、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、民事損害賠償(当該保険給付によつててん補される損害をてん補する部分に限る。)を受けたときは、次に掲げる事項を記載した「事業主責任災害損害賠償受領届」(告示様式第37号の3。以下「受領届」という。)を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととされた(新労災則附則第44項関係)。

- ① 労働者の氏名、生年月日及び住所
- ② 民事損害賠償を受けた者の氏名、住所及び労働者との関係
- ③ 事業の名称及び事業場の所在地
- ④ 民事損害賠償の受領額及びその受領状況
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法第67条第2項の規定により行われる保険給付の支給停止又は減額の基礎となる事項

なお、受領届を提出する場合において、行政庁において必要があれば、判決文、和解書・示談書等の写しを添付させるものとする。

ロ 受領届の記載事項のうち前記③から⑤までの事項については、事業主の証明を受けなければならないものとし、事業主はこの届出手続について助力・協力しなければならないこととされている(新労災則附則第45項及び第46項関係)。

## (3) 保険給付の支給調整事務の概要

事業主によって保険給付相当分を含む民事損害賠償が行われたとき、受領届等に基づき、その保険給付相当分の額の範囲内で、おおむね次の手順により保険給付の支給調整を行うこととする。

- ① 損害項目別の民事損害賠償の賠償額のうち保険給付相当分（比較対象賠償額）の確定
- ② ①の対応する保険給付の種類確定
- ③ ②の保険給付についての将来支給予定額が①の比較対象賠償額に達するまで支給停止又は減額等
- ④ ②の保険給付の支給予定額が①の比較対象賠償額を超えた時点（前払一時金最高限度額相当期間経過後9年経過時点、就労可能年齢時点）からの支給再開又は①の比較対象賠償額を超えた部分の支給

(4) 〔支給調整基準〕1（労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償）について

イ 労災保険給付の支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目（〔支給調整基準〕1

(1)関係)

被災労働者又はその遺族が同一の災害に関し逸失利益、療養費又は葬祭費用を損害項目とする民事損害賠償を受けたときに、それぞれの損害項目に対応する保険給付が支給調整されるものである。

(イ) 「逸失利益」とは、加害行為がなければ被害者が得たであろう利益というものであるが、業務災害及び通勤災害の場合にはその災害がなければ労働者が稼働して得たであろう賃金分が該当するものである。このような逸失利益に相当する保険給付としては、障害補償給付及び障害給付（第3において「障害（補償）給付」と略称する。）、遺族補償給付及び遺族給付（第3において「遺族（補償）給付」と略称する。）、傷病補償年金及び傷病年金（第3において「傷病（補償）年金」と略称する。）並びに休業補償給付及び休業給付（第3において「休業（補償）給付」と略称する。）がある。

(ロ) 「療養費」とは、傷病の治療に要する費用である。狭義の治療費ほか、通院費、付添看護費用、入院雑費等が含まれることがある。療養費に対応する保険給付は、療養補償給付及び療養給付（第3において「療養（補償）給付」と略称する。）である。

(ハ) 「葬祭費用」とは、被害者が死亡したため一定の者が葬儀を営むために支出を余儀なくされたことによる損害であり、これに対応する保険給付は、葬祭料（葬祭給付）である。

このように、逸失利益、療養費及び葬祭費用についてなされた民事損害賠償に限って、保険給付の支給調整を行うこととなるので、これらの損害項目以外の損害（例えば精神的損害）に対する民事損害賠償の賠償額については、保険給付の支給調整は行わないものである。

ロ 民事損害賠償の賠償額のうち比較の対象とする額（〔支給調整基準〕1(2)関係)

民事損害賠償においては、加害原因と相当因果関係に立つ損害のすべてが賠償対象となるのに対し、労災保険制度では、損害の全部のうち一定部分のみ、すなわち保険給付の支給水準に相当する部分のみの損害のてん補が行われることとなっているので、その賠償額のうち、保険給付に相当する部分のみが保険給付の支給調整に際して比較の対象とされたものである。

ハ 企業内労災補償、示談金、和解金、見舞金等の取扱い（〔支給調整基準〕1(3)関係）

(イ) 企業内労災補償の取扱い

「企業内労災補償制度」とは、企業内において、労働協約、労使協定、就業規則その他これらに準ずる規程によって定められている業務災害又は通勤災害に対する給付制度であり、その趣旨・性格は区々でありうるが、通常は、保険給付の不足を補う趣旨すなわち保険給付に上積みして給付される趣旨のものと解される。したがって、原則として保険給付の支給調整を行わないこととされているものである。しかしながら、例外的に、企業内労災補償制度は個別企業における諸々の状況を勘案して設けられるものであるので、事業主に民事損害賠償責任があり、かつ、企業内労災補償制度を定めている労働協約、就業規則その他の規程の文面上保険給付相当分を含むことが明らかである場合、すなわち保険給付と重複するものとして定められていることが明らかである場合には、損害のてん補が重複して行われることとなるので、保険給付に相当する額の範囲で保険給付の支給調整を行うこととされているものである。

(ロ) 示談金及び和解金の取扱い

労使間では、業務災害又は通勤災害については、保険給付が将来にわたっても支給されることは周知の事項であり、労使間でわざわざこれら保険給付と重複する内容の示談・和解を締結することは通常考えにくいので、保険給付が将来にわたり支給されることを前提としてこれに上積みして支払われる示談金及び和解金については、保険給付の支給調整を行わないこととされているものである。

しかしながら、将来支給予定の保険給付も含めて一時金で賠償することもないとは断定できないので、そのような将来支給予定の保険給付相当分も含めて示談金又は和解金が支払われることが示談書の文面等により明らかであるケースについては、その重なり合う保険給付相当分について保険給付の支給調整を行うものである。

(ハ) 見舞金等の取扱い

見舞金は災害にあってことがお気の毒であるという気持ちを表わす趣旨のものであり、賠償責任があることを前提として行われるものではないことが多く、その場合は、損害賠償としての性格を有しない。したがって、事業主から見舞金を受領したとしても保険給付の支給調整を行わないものである。

しかしながら、名目上は見舞金であっても実質民事損害賠償として支払われることが

ありうるので、このようなものについては、保険給付の支給調整を行うべきか否か問題となるが、民事損害賠償として支払われたことが明らかであっても、前記(ロ)の示談金及び和解金の取扱いと同様に、保険給付が将来にわたり支給されることを前提としてこれに上積みして支払われる（精神的損害をてん補する目的で支払われる場合のほか、逸失利益分の上積みとして支払われる場合がある。）ことが通常であろうから、やはり、支給調整の対象とならないことが多いものと考えられる。

(5) 【支給調整基準】 2（支給調整を行う労災保険給付）について

イ 支給調整を行う労災保険給付の種類（【支給調整基準】 2(1)関係）

労災法第67条第2項の規程による支給調整を行うのは、保険給付に限定されている。なお、労災法第11条に規定するいわゆる未支給の保険給付も支給調整を行う保険給付に含まれることはいうまでもない。

ロ 支給調整が行われる労災保険給付の受給権者の範囲（【支給調整基準】 2(2)関係）

第一に、支給調整が行われる保険給付の受給権者は、業務災害に関して前記(4)に示した損害項目について事業主から民事損害賠償を受けた保険給付の受給権者に限られている。第二に、遺族（補償）年金の支給調整に当たっては、遺族（補償）年金の受給権者が失権した後に当該受給権の転給を受けた転給後の受給権者については、仮りに被災労働者の死亡に関し民事賠償を受けた場合であっても遺族（補償）年金の支給調整は行わないこととされている。

(6) 【支給調整基準】 3（支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目に応じた労災保険給付の支給調整の方法）について

イ 逸失利益（【支給調整基準】 3(1)関係）

(イ) 基本原則

逸失利益に対応する保険給付の支給調整に当たっての基本原則については、次の点に留意する必要がある（【支給調整基準】 3(1)イ関係）。

a 保険給付の支給調整に当たって保険給付と比較する逸失利益に対する民事損害賠償の賠償額は、逸失利益全額ではなく、そのうち保険給付の支給水準に相当する部分である。この保険給付の支給水準に相当する部分—これが「比較対象逸失利益額」と呼ばれている。—の算出することとされているものである。

b 支給調整の際に用いる比較対象逸失利益額は、災害発生時すなわち損害発生時から支給調整時までの利息分を加えた額ではなく、災害発生時の現価によるものである。

c 災害発生時からの賃金水準の変動に応じて給付額がスライドされることとなっているが、スライドが行われた場合にはスライド後の額により保険給付の支給調整を行うこととされている。

d 遺族（補償）給付の支給調整を行う際に比較対象とする逸失利益額は、同一人についての重複てん補を回避する趣旨から遺族（補償）給付の受給権者本人が受けた民事損害賠償のうち、逸失利益分に限られるものである。

e 受領した逸失利益に対する損害賠償額が多額であるような受給権者について逸失利益に対応する保険給付の支給調整を行う場合には、支給調整が行われる期間が長期にわたる可能性があることを考慮して、支給調整が行われる期間に上限が設けられ、支給調整が行われる期間が余り長期間とないようにされている。

したがって、逸失利益に対応する保険給付の支給調整は、この上限による範囲内すなわち調整対象給付期間の範囲内で行われ、この期間を超えて行われることはない。もちろん、調整対象給付期間内であっても所定の方法による調整が完了すれば、完了した時点から支給が再開されるのは当然である。

調整対象給付期間は、つぎのいずれか短い期間とされている。

(a) 9年の上限期間

i 前払一時金が設けられている年金給付（障害（補償）年金及び遺族（補償）年金）の場合

最高限度額の前払一時金（障害等級第一級の障害（補償）年金の場合には原則として給付基礎日額の1,340日分、遺族（補償）年金の場合には給付基礎日額の1,000日分）が支給されたと仮定した場合に支給されるべき年金が停止される期間（前払一時金最高限度額相当期間）（前記(1)ニイ参照）が終了した月から起算して9年が経過するまでの期間

ii 前払一時金が設けられていない保険給付（傷病（補償）年金及び休業（補償）給付）の場合

(i) 傷病（補償）年金

傷病（補償）年金の支給事由の発生した月の翌月から起算して9年が経過するまでの期間

(ii) 休業（補償）給付の場合

負傷の原因である事故の発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日から起算して9年が経過するまでの期間

(b) 就労可能年齢による期間

稼得能力を失った場合の民事損害賠償では、逸失利益額は、当該被災労働者の一定の就労可能年数を前提として算定されるので、逸失利益に対応する保険給付の支給調整に際しても、民事損害賠償の逸失利益額の算定方法との均衡上、被災時の年齢に対応する就労可能年齢を超える部分については、支給調整を行わないこととされているものである。

また、支給調整を開始する時点は、原則として、受給権者が保険給付に相当する民事損害賠償を受領した時点であるが、前払一時金が設けられている年金給付については、①当該保険給付に相当する民事損害賠償を受領した時点、②前払一時金最高限度額に相当する期間を経過する時点のいずれか遅い時点が支給調整を開始する時点である。

(ロ) 個別の保険給付ごとの支給調整の具体的方法（〔支給調整基準〕3(1)ロ関係）

個別の保険給付ごとの支給調整の具体的方法について留意すべき点は次のとおりである。

a 障害（補償）年金

(a) 障害（補償）年金の支給調整は、調整対象給付期間内、すなわち、次の①又は②のいずれか短い期間内において、支給調整対象額に達するまで行うこととされているものである。

① 障害（補償）年金の前払一時金最高限度額に相当する額の障害（補償）年金が支給される期間が満了する月から起算して9年が経過する月までの期間

② 被災労働者が災害に遭わなければ、就労が可能であると考えられる年齢（67歳を基準とするが、高年齢の場合には平均余命の $\frac{1}{2}$ を加えた年齢とされている。）を超えるに至る時までの期間

(b) 障害（補償）年金の支給停止は、次の1又は2のいずれか遅く到来する時点から開始するものである。

① 被災労働者が後遺障害による逸失利益についての民事損害賠償を受けた時

② 障害（補償）年金の前払一時金最高限度額に相当する額の障害（補償）年金が支給される期間が満了する時

(c) 支給調整対象額の算定に用いる「逸失利益額」は、判決・示談書等で明示された被災労働者が当該災害によって喪失した稼得能力の評価額の全体をさす。したがって、いわゆる損益相殺を行う前の額であるが、過失相殺についてはこれを行った後の額とする。

また、「労働能力喪失率」及び「就労可能年数」についても、受領届に判決・示談書等における労働能力喪失率及び就労可能年数が明示されているときは、その率及び年数により取り扱って差し支えないこととする。

なお、支給調整の対象となる保険給付が支給されるのと同じ事由により厚生年金等の公的年金が併給され、労災法別表第1第1号の規定に基づき、調整が行われるときは、逸失利益額に当額調整率（労災令第2条、第4条等による。）を乗じて得た額を逸失利益額として取り扱うこととする。

(d) 障害（補償）年金が障害（補償）年金の前払一時金最高限度額を超えて支給さ

れている場合には、その既支給額は、やはり、民事損害賠償の側において民事損害賠償の賠償額から控除されるので比較対象逸失利益額から控除して支給調整対象額を計算するものである。

b 遺族（補償）年金

(a) 遺族（補償）年金の支給調整についても、調整対象給付期間内、すなわち、次の①又は②のいずれか短い期間内において、支給調整対象額に達するまで行うこととされている。

① 遺族（補償）年金の前払一時金最高限度額に相当する額の遺族（補償）年金が支給される期間が満了する月から起算して9年が経過するまでの期間

② 被災労働者が災害に遭わずに生きていたならば就労が可能であると考えられる年齢（被災時の年齢に対応する就労可能年齢とする。）を超えるに至る時点までの期間

(b) 遺族（補償）年金の支給停止は、次の①又は②のいずれか遅く到来する時点から開始するものである。

① 受給権者たる遺族が被災労働者の死亡による逸失利益についての民事損害賠償を受けた時

② 遺族（補償）年金の前払一時金最高限度額に相当する額の遺族（補償）年金が支給される期間が満了する時

(c) 支給調整対象額の算定に用いる「逸失利益額」は、判決・示談書等において明示された被災労働者が死亡によって喪失した稼得能力の全体（被災労働者としての逸失利益額）のうち、遺族（補償）年金の受給権者である遺族の相続分（事案によっては失われた遺族の被扶養利益を遺族の逸失利益として捉えられることもある。）とする。被災労働者本人の生活費分については、控除後の額とするが、損益相殺を行う前の額である。過失相殺については、これを行った後の額とする。

また、「死亡労働者本人の生活費の割合」、「就労可能年数」及び「相続割合」については、受領届に判決・示談書等におけるこれらの率及び年数が明示されているときは、これらの率及び年数により取り扱って差し支えないこととする。

なお、支給調整の対象となる保険給付が支給されるのと同じ事由により厚生年金等の公的年金が併給され、労災法別表第1第1号の規定に基づき、調整が行われるときは、逸失利益額に当該調整率（労災令第2条及び第4条による。）を乗じて得た額を逸失利益額として取り扱うこととする。

(d) 「前払一時金最高限度額等」を控除する点については、前記 a (d) 参照。

c 傷病（補償）年金

(a) 傷病（補償）年金の支給調整についても、調整対象給付期間内、すなわち、次

の①又は②のいずれか短い期間内において、支給調整対象額に達するまで行うこととされている。

① 傷病（補償）年金の支給事由の発生した月の翌月から起算して9年が経過するまでの期間

② 被災労働者が事故に遭わなければ、就労が可能であると考えられる年齢（障害（補償）年金の場合に同じ。）を超えるに至る時までの期間

(b) 傷病（補償）年金の支給停止は、次の①又は②のいずれか遅く到来する時点から開始するものである。

① 傷病（補償）年金の支給事由が生じた時

② 療養のための労働不能による賃金喪失についての民事損害賠償を受けた時

(c) 支給調整対象額の算定に用いる「逸失利益額」、「労働能力喪失率」、「就労可能の年数」及び「公的年金の併給調整が行われる場合の取扱い」については、前記 a に準じて取り扱うこととする。

(d) 「既支給額」を控除する点については、前記 a (d)参照。

#### d 障害（補償）一時金

(a) 障害（補償）一時金については、その支給予定額が、支給調整対象額を上回る場合には、その上回る部分を支給し、下回る場合には、全額不支給とするものである。ただし、障害（補償）一時金の支給事由が災害発生日から起算して9年を経過する日の後に生じた場合すなわち災害発生日から9年経過後に治癒して障害等級第8級から第14級までに該当することとなったか、災害発生日において想定される被災労働者の就労可能年齢を超えた日以後に障害（補償）一時金の支給事由が生じたかのいずれかに該当する場合には、支給調整を行わないこととされている。

(b) 支給調整対象額の算定に用いる「逸失利益額」、「労働能力喪失率」及び「就労可能年数」については、前記 a に準じて取り扱うこととする。

(c) 「既支給額」を控除する点については、前記 a (d)参照。

#### e 遺族（補償）一時金

(a) 遺族（補償）一時金については、その支給予定額が、支給調整対象額を上回る場合には、その上回る部分を支給し、下回る場合には、全額不支給とするものである。ただし、遺族（補償）一時金の支給事由が災害発生日から起算して9年を経過する日の後に生じた場合すなわち災害発生日から9年経過後に被災労働者が当該災害により死亡したか災害発生日において想定される被災労働者の就労可能年齢を超えた日以後に遺族（補償）一時金の支給事由が生じたかのいずれかに該当する場合には、支給調整は行わないこととされている。

(b) 支給調整対象額の算定に用いる「逸失利益額」、「死亡労働者本人の生活費の割合」、「就労可能年数」及び「相続割合」については前記bに準じて取り扱うこととする。

(c) 「既支給額」を控除する点については、前記a(d)参照。

f 前払一時金及び失権差額一時金

障害（補償）年金前払一時金、遺族（補償）年金前払一時金、障害（補償）年金差額前払一時金及び遺族（補償）年金失権差額一時金については、労災法第67条第2項ただし書に規定するとおり支給調整を行わないこととされているので、民事損害賠償を受けたか否かに関係なく支給されることとなる。

g 休業（補償）給付

(a) 休業（補償）給付については、調整対象給付期間内、すなわち、次の①又は②のいずれか短い期間内において、支給調整対象額の限度で支給調整を行うこととされている。

① 災害発生日から起算して9年が経過する日までの期間

② 被災労働者が災害に遭わなければ、就労が可能であると考えられる年齢を超えるに至るまでの期間

(b) 休業（補償）給付の支給停止は、療養のための労働不能による賃金喪失についての民事損害賠償を受けた時点から開始されるものである。

(c) 支給調整対象額の算定に用いる「逸失利益額」、「労働能力喪失率」、「就労可能年数」及び「公的年金の併給調整が行われる場合の取扱い」については、前記に準じて取り扱うこととする。

(d) 「既支給額」を控除する点については、前記a(d)参照。

ロ 療養費

労災保険の療養（補償）給付の範囲は、健康保険等の場合と同じように、一定の範囲内の療養についてカバーするようになくみになっており、民事損害賠償の側で治療費等の範囲に含まれるものであっても、これに見合うものが療養（補償）給付の療養の範囲に含まれないこともあるので、支給調整に当たっては、民事損害賠償額の算定対象とされた療養費に見合うものであるか否かの判定が必要である。

事業主から行われる療養費の賠償がありうるとしても労災保険の療養（補償）給付で認められていない入院雑費、付添看護費用の一部等を補てんするために行われる場合が多いので、このような場合は、いわゆる「上積み賠償」として、療養（補償）給付の支給調整を行う必要はない。

しかしながら、当事者間で示談書等の文書により労災保険の療養（補償）給付に見合う分を含む民事損害賠償が行われたことが明らかな場合には、その見合う分の限度で賠

償時における未払分の療養（補償）給付の支給調整を行うものである。したがって、労災保険の療養（補償）給付相当分について支給調整を行うこととし、事業主から支払われた療養費の中に労災保険の療養（補償）給付の範囲外のものが含まれている場合には、その部分は調整対象額に含めないものである。

#### ハ 葬祭費用

葬祭料（葬祭給付）の支給に先行して、葬祭料（葬祭給付）に相当する部分を含める趣旨であることが、判決・示談書等の文面上明らかである葬祭費用部分の賠償が行われた場合には、葬祭費用について行われた民事損害賠償の賠償額の限度で葬祭料（葬祭給付）の支給調整を行うものである。すなわち、葬祭料（葬祭給付）の支給予定額から葬祭費用分の賠償額を差し引いて支給することとなり、差額が生じない場合には全額不支給とするものである。

しかしながら、事業主が葬祭を主催し、又は遺族等の行う葬祭に要する費用の補助を行う場合には、通常労災保険から支給される葬祭料（葬祭給付）に上積みして行われるものと解されるので、原則として支給調整を行う必要はない。

#### (7) 〔支給調整基準〕 4（民事損害賠償の内訳等が不明なものの取扱い）について

被災労働者又はその遺族が事業主から業務災害又は通勤災害に関して民事損害賠償を受けたが、その性格、内訳等が不明であるものについての保険給付の支給調整は保険給付相当分を含むが内訳不明のものと保険給付相当分を含むか否か不明なものに区分して取り扱うこととされている。

#### イ 保険給付相当分を含む民事損害賠償であるが、その内訳等が不明なものの取扱い（〔支給調整基準〕 4(1)関係）

事業主から受けた民事損害賠償の賠償額のうち次のケースに応じて算定した額を、保険給付との比較の対象とする額として保険給付の支給調整を行うものである。

#### (イ) 被災労働者が傷病が治癒したことによる後遺障害について民事損害賠償を受けたケース

前記(6)のイの(ロ)のaにおける障害（補償）年金の支給調整の際に用いる方法と同様に、労災保険の給付基礎日額を用いて算定される定型的逸失利益額を基礎とし、これに給付相当率を乗じる等所要の計算をした額を比較対象逸失利益として取り扱うものである（同一の事由について厚生年金等が併給され、労災法別表第1第1号又は第2号により調整が行われる場合には、当該調整率（前記(6)のイの(ロ)のaの(c)参照）を乗じて取り扱うこと。）。

#### (ロ) 遺族が被災労働者の死亡について民事損害賠償を受けたケース

前記(6)のイの(ロ)のbにおける遺族（補償）年金の支給調整の際に用いる方法と同様に、労災保険の給付基礎日額を用いて算定される定型的逸失利益額を基礎としてこれ

に相続割合、給付相当率0.67を乗じる等所要の計算をした額を比較対象逸失利益として取り扱うものである（同一の事由について厚生年金等が併給され、労災法別表第1第1号又は第2号により調整が行われる場合には当該調整率（前記(6)のイの(ロ)のbの(c)参照）を乗じて取り扱うこと。）。

(イ) 被災労働者が療養のため一時的労働不能による賃金喪失について民事損害賠償を受けたケース

a 傷病（補償）年金について

前記(6)のイの(ロ)の(c)における傷病（補償）年金の支給調整の際に用いる方法と同様に、労災保険の給付基礎日額を用いて算定される定型的逸失利益額を基礎としてこれに給付相当率0.67を乗じる等所要の計算をした額を比額対象逸失利益として取り扱うものである（同一の事由について厚生年金等が併給され、労災法別表第1第1号又は第2号により調整が行われる場合には当該調整率（前記(6)のイの(ロ)のcの(c)参照）を乗じて取り扱うこと。）。

b 休業（補償）給付について

前記(6)のイの(ロ)のgにおける休業（補償）給付の支給調整の際に用いる方法と同様に、労災保険の給付基礎日額を用いて算定される定型的逸失利益額を基礎としてこれに給付相当率0.6を乗じる等所要の計算をした額を比額対象逸失利益として取り扱うものである（同一の事由について厚生年金等が併給され、労災法第14条第3項第2号（労災法第22条の2第2項による準用を含む。）により調整が行われる場合には当該調整率（前記(6)のイの(ロ)のgの(c)参照）を乗じて取り扱うこと。）。

ロ 保険給付相当分を含むことが明らかでない場合の取扱い（〔支給調整基準〕4(2)関係）  
民事損害賠償の性格が不明な場合には、まず、当事者の意思内容が問題となるが、特に保険給付によってカバーする損害を含める趣旨が当事者間での何らかの文章によって明らかであるもの以外は、すべて上積みとして行われる賠償と評価して、保険給付の支給調整を行わないものとして取り扱うこととする。

(3) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行について

(平2.6.22 労働省発基第43号  
次官より各都道府県労働基準局長あて)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)は、第118回特別国会において、平成2年6月15日に成立し、本日公布された。本法律は、平成2年8月1日、同年10月1日、平成3年4月1日から、それぞれ内容に応じて施行されることとなった。については、下記事項を了知の上、今後の制度の運営に遺憾なきを期されるよう、命により通達する。

記

第1 改正の経緯及び趣旨

労働者災害補償保険制度については、高齢化の進展等経済社会の変化等に的確に対応し、また一層の公平・均衡を図る観点から、その改善について、昭和63年8月以来労働者災害補償保険審議会において検討が行われてきた。

同審議会は、その検討の結果に基づき、平成元年12月25日、当面改正の必要のある事項について、労働大臣に対して建議を行った。

今回の改正は、この建議の趣旨に即して、法改正を要する事項について改善整備を行ったものである。

第2～第3まで略。

第4 施行に伴う通達の変更

平成2年8月1日以後、現行の労働者災害補償保険法第67条第2項が条文移動により同法第64条第2項となるため、昭和56年6月12日付け労働省発基第60号通達別紙「民事損害賠償が行われた際の労災保険給付の支給調整に関する基準(労働者災害補償保険法第67条第2項関係)」の題名中「第67条第2項」は「第64条第2項」に改められる。

## 2 関係法令

### (1) 民法(抄)

#### 第3編 債 権

##### 第1章 総 則

###### 第1節 債権の目的

第404条〔法定利率〕 利息ヲ生スヘキ債券ニ付キ別段ノ意思表示ナキトキハ其利率ハ年五分トス

###### 第2節 債権の効力

第415条〔債務不履行〕 債務者カ其債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為ササルトキハ債権者ハ其損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

第416条〔損害賠償の範囲〕 ① 損害賠償ノ請求ハ債務ノ不履行ニ因リテ通常生スヘキ損害ノ賠償ヲ為サシムルヲ以テ其目的トス

② 特別ノ事情ニ因リテ生シタル損害ト誰モ当事者カ其事情ヲ予見シ又ハ予見スルコトヲ得ヘカリシトキハ債権者ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得

第417条〔損害賠償の方法〕 損害賠償ハ別段ノ意思表示ナキトキハ金銭ヲ以テ其額ヲ定ム

第418条〔過失相殺〕 債務ノ不履行ニ関シ債権者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及ヒ其金額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌ス

第422条〔損害賠償者の代位〕 債権者カ損害賠償トシテ其債権ノ目的タル物又ハ権利ノ価額ノ全部ヲ受ケタルトキハ債務者ハ其物又ハ権利ニ付キ当然債権者ニ代位ス

###### 第3節 多数当事者ノ債権

###### 第3款 連帯債務

第432条〔連帯債務者に対する請求〕 数人カ連帯債務ヲ負担スルトキハ債権者ハ其債務者ノ一人ニ対シ又ハ同時若クハ順次ニ総債務者ニ対シテ全部又ハ一部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得

第434条〔請求の絶対的効力〕 連帯債務者ノ一人ニ対スル履行ノ請求ハ他ノ債務者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

第435条〔更改の絶対的効力〕 連帯債務者ノ一人ト債権者トノ間ニ更改アリタルトキハ債権者ハ総債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス

第436条〔相殺の絶対的効力〕 ① 連帯債務者ノ一人カ債権者ニ対シテ債権者ヲ有スル場合ニ於テ其債務者カ相殺ヲ援用シタルトキハ債権者ハ総債務者ノ利益ノ為メニ消滅ス

② 右ノ債権ヲ有スル債務者カ相殺ヲ援用セサル間ハ其債務者ノ負担部分ニ付テノミ他ノ債務者ニ於テ相殺ヲ援用スルコトヲ得

第437条〔免除の絶対的効力〕 連帯債務者ノ一人ニ対シテ為シタル債務ノ免除ノ免除ハ其債

務者ノ負担部分ニ付テノミ他ノ債務者ノ利益ノ為メニモ其効力ヲ生ス

第438条〔混同の絶対的効力〕 連帯債務者ノ一人ト債権者トノ間ニ混同アリタルトキハ其債権者ハ弁済ヲ為シタルモノト看做ス

第439条〔時効の絶対的効力〕 連帯債務者ノ一人ノ為メニ時効カ完成シタルトキハ其債務者ノ負担部分ニ付テハ他ノ債務者モ亦其義務ヲ免ル

第440条〔効力の相対性の原則〕 前六条ニ掲ケタル事項ヲ除ク外連帯債務者ノ一人ニ付キ生シタル事項ハ他ノ債務者ニ対シテ其効力ヲ生セス

第442条〔弁済した債務者の求償権〕 ① 連帯債務者ノ一人カ債務ヲ弁済シ其他自己ノ出損ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルトキハ他ノ債務者ニ対シ其各自ノ負担部分ニ付キ求償権ヲ有ス  
② 前項ノ求償ハ弁済其他免責アリタル日以後ノ法定利息及ヒ避クルコトヲ得サリシ費用其他ノ損害ノ賠償ヲ包含ス

第443条〔求償の要件としての通知〕 ① 連帯債務者ノ一人カ債権者ヨリ請求ヲ受ケタルコトヲ他ノ債務者ニ通知セスシテ弁済ヲ為シ其他自己ノ出損ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タル場合ニ於テ他ノ債務者カ債権者ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ヲ有セシトキハ其負担部分ニ付キ之ヲ以テ其債務者ニ對抗スルコトヲ得但相殺ヲ以テ之ニ對抗シタルトキハ過失アル債務者ハ債権者ニ対シ相殺ニ因リテ消滅スヘカリシ債務ノ履行ヲ請求スルコトヲ得  
② 連帯債務者ノ一人カ弁済其他自己ノ出損ヲ以テ共同ノ免責ヲ得タルコトヲ他ノ債務者ニ通知スルコトヲ怠リタルニ因リ他ノ債務者カ善意ニテ債権者ニ弁済ヲ為シ其他有償ニ免責ヲ得タルトキハ其債務者ハ自己ノ弁済其他免責ノ行為ヲ有効ナリシモノト看做スコトヲ得

## 第5節 債権ノ消滅

### 第1款 弁済

第474条〔第三者の弁済〕 ① 債務ノ弁済ハ第三者之ヲ為スコトヲ得但其債務ノ性質カ之ヲ許ササルトキ又ハ当事者カ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス  
② 利害ノ関係ヲ有セサル第三者ハ債務者ノ意思ニ反シテ弁済ヲ為スコトヲ得ス

### 第2款 相殺

第505条〔相殺〕 ① 二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負担スル場合ニ於テ双方ノ債務カ弁済期ニ在ルトキハ各債務者ハ其対当額ニ付キ相殺ニ因リテ其債務ヲ免スルコトヲ得但債務ノ性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス  
② 前項ノ規定ハ当事者カ反対ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但其意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第509条〔不法行為による債権の相殺〕 債務カ不法行為ニ因リテ生シタルトキハ其債務者ハ相殺ヲ以テ債権者ニ對抗スルコトヲ得ス

第519条〔免除〕 債権者カ債務者ニ対シテ債務ヲ免除スル意思ヲ表示シタルトキハ其債権ハ

消滅ス

#### 第14節 和 解

第695条〔和解〕 和解ハ当事者カ互ニ讓歩ヲ為シテ其間ニ存スル争ヲ止ムルコトヲ約スルニ  
因リテ其効力ヲ生ス

第696条〔和解の効果〕 当事者ノ一方カ和解ニ依リテ争ノ目的タル權利ヲ有スルモノト認メ  
ラレ又ハ相手方カ之ヲ有セサセルモノト認メラレタル場合ニ於テ其者カ從來此權利ヲ有セサ  
リシ確証又ハ相手方カ之ヲ有セシ確証出テタルトキハ其權利ハ和解ニ因リテ其者ニ移転シ又  
ハ消滅シタルモノトス

#### 第5章 不法行為

第709条〔不法行為の要件〕 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ  
生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第710条〔精神的損害に対する慰謝料〕 他人ノ身体、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ト財産權  
ヲ害シタル場合トヲ問ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ  
對シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス

第711条〔生命侵害に対する慰謝料〕 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ  
子ニ對シテハ其財産權ヲ害セラレサリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス

第712条〔未成年者の責任能力〕 未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行為ノ責任  
ヲ弁識スルニ足ルヘキ知能ヲ具ヘサリシトキハ其行為ニ付キ賠償ノ責ニ任セス

第713条〔心神喪失者の責任能力〕 心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責ニ任  
セス但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ在ラス

第714条〔責任無能力者の監督者の責任〕 ① 前二条ノ規定ニ依リ無能力者ニ責任ナキ場合  
ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責  
ニ任ス但監督義務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニ在ラス

② 監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

第715条〔使用者の責任〕 ① 或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ  
付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ  
付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在  
ラス

② 使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

③ 前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス

第716条〔注文者の責任〕 注文者ハ請負人カ其仕事ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償ス  
ル責ニ任セス但注文又ハ指図ニ付キ注文者ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス

第717条〔土地の工作物等の占有者及び所有者の責任〕 ① 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ

瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

② 前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス

③ 前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スヘキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ対シテ求償權ヲ行使スルコトヲ得

第718条〔動物占有者の責任〕 ① 動物ノ占有者ハ其動物カ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但動物ノ種類及ヒ性質ニ従ヒ相当ノ注意ヲ以テ其保管ヲ為シタルトキハ此限ニ在ラス

② 占有者ニ代ハリテ動物ヲ保管スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

第719条〔共同不法行為〕 ① 数人カ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帯ニテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

② 教唆者及ヒ幫助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス

第720条〔正当防衛、緊急避難〕 ① 他人ノ不法行為ニ対シ自己又ハ第三者ノ権利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得シテ加害行為ヲ為シタル者ハ損害賠償ノ責ニ任セス但被害者ヨリ不法行為ヲ為シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケス

② 前項ノ規定ハ他人ノ物ヨリ生シタル急迫ノ危難ヲ避クル為メ其者ヲ毀損シタル場合ニ之ヲ準用ス

第722〔損害賠償の方法、過失相殺〕 ① 第417条（債務不履行における損害賠償の方法）ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用スル

② 被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

第724条〔損害賠償請求権の消滅時効〕 不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ20年ヲ経過シタトキ亦同シ

## 第5編 相続

### 第1章 総則

第882条〔相続開始の原因〕 相続は、死亡によって開始する。

### 第2章 相続人

第886条〔胎児の相続能力〕 ① 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

② 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、これを適用しない。

第887条〔子及びその代襲者〕 ① 被相続人の子は、相続人となる。

② 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

③ 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合にこれを準用する。

第889条〔直系尊属・兄弟姉妹〕 ① 左に掲げる者は、第887条の規定によって相続人となるべき者がいない場合には、左の順位に従って相続人となる。

第一 直系尊属。但し、親族の異なる者の間では、その近い者を先にする。

第二 兄弟姉妹

② 第887条第2項の規定は、前項第二号の場合にこれを準用する。

第890条〔配偶者〕 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三条の規定によって相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

第891条〔相続欠格事由〕 左に掲げる者は、相続人となることができない。

一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者。

二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。但し、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。

三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、又はこれを変更することを妨げた者。

四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、又はこれを変更させた者。

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者。

### 第3章 相続の効力

#### 第1節 総則

第896条〔相続の一般的効果〕 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りではない。

第898条〔共同相続—相続財産の共有〕 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第899条〔同前—権利義務の承継〕 各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

#### 第2節 相続分

第900条〔法定相続分〕 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は4分の1とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

第901条〔代襲相続分〕 ① 第887条第2項又は第3項の規定によって相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じである。但し、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

② 前項の規定は、第899条第2項の規定によって兄弟姉妹の子が相続人となる場合にこれを準用する。

#### 第4章 相続の承認及び放棄

##### 第1節 総 則

第915条〔承認・放棄をなすべき期間〕 ① 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。但し、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において、これを延長することができる。

② 相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

#### 第6章 相続人の不存在

第958条〔相続人搜索の公告〕 前条第1項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、六箇月を下ることができない。

第958条の2〔公告による除斥〕 前条の期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、相続人並びに管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行うことができない。

(2) 民事訴訟法(抄)

## 第1編 総 則

### 第4章 訴訟手続

#### 第1節 口頭弁論

第136条〔和解の試み〕 ① 裁判所ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルヲ問ハス和解ヲ試ミ又ハ受命裁判官若ハ受託裁判官ヲシテ之ヲ試ミシムルコトヲ得

② 裁判所又ハ受命裁判官若ハ受託裁判官ハ和解ノ為当事者本人又ハ其ノ法定代理人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

#### 第4節 裁 判

第199条〔既判力の客観的範囲〕 ① 確定判決ハ主文ニ包含スルモノニ限り既判力ヲ有ス

② 相殺ノ為主張シタル請求ノ成立又ハ不成立ノ判断ハ相殺ヲ以テ對抗シタル額ニ付既判力ヲ有ス

第201条〔既判力の主観的範囲〕 ① 確定判決ハ当事者、口頭弁論終結後ノ承継人又ハ其ノ者ノ為請求ノ目的物ヲ所持スル者ニ対シテ其ノ効力ヲ有ス

② 他人ノ為原告又ハ被告ト為リタル者ニ対スル確定判決ハ其ノ他人ニ対シテモ効力ヲ有ス

③ 前2項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ニ之ヲ準用ス

第203条〔和解・放棄・認諾調書の効力〕 和解又ハ請求ノ拋棄若ハ認諾ヲ調書ニ記載シタルトキハ其ノ記載ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス

## 第2編 第1審ノ訴訟手続

### 第1章 訴

第223条〔起訴の方式〕 訴ノ提起ハ訴状ヲ裁判所ニ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

#### 第4章 簡易裁判所ノ訴訟手続ニ関スル特則

第356条〔起訴前の和解〕 ① 民事上ノ争ニ付テハ当事者ハ請求ノ趣旨及原因並争ノ実情ヲ表示シテ相手方ノ普通裁判籍所在地ノ簡易裁判所ニ和解ノ申立ヲ為スコトヲ得

② 和解調ヒタルトキハ之ヲ調書ニ記載スルコトヲ要ス

③ 和解調ハサル場合ニ於テ裁判所ハ和解ノ期日ニ出頭シタル当事者双方ノ申立アルトキハ直ニ訴訟ノ弁論ヲ命ス此ノ場合ニ於テハ和解ノ申立ヲ為シタル者ハ其ノ申立ヲ為シタル時ニ於テ訴ヲ提起シタルモノト看做シ和解ノ費用ハ之ヲ訴訟費用ノ一部トス

④ 申立人又ハ相手方カ和解ノ期日ニ出頭セサルトキハ裁判所ハ和解調ハサルモノト看做スコトヲ得

## 第5編 督促手続

第430条〔適用の要件〕 金銭其ノ他ノ代替物又ハ有価証券ノ一定ノ数量ノ給付ヲ目的トスル

請求ニ付テハ裁判所ハ債権者ノ申立ニ因リ支払命令ヲ発スルコトヲ得但シ日本ニ於テ公示送達ニ依ラスシテ其ノ命令ノ送達ヲ為スコトヲ得ヘキ場合ニ限ル

第435条〔支払命令の記載事項〕 支払命令ニハ当事者、法定代理人並請求ノ趣旨及原因ヲ記載シ且債務者カ支払命令送達ノ日ヨリ二週間内ニ異議ヲ申立テサルトキハ債権者ノ申立ニ因リ仮執行ノ宣言ヲ為スヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第443条〔支払命令の確定〕 仮執行ノ宣言ヲ附シタル支払命令ニ対シ異議ノ申立ナキトキ又ハ異議却下ノ決定確定シタルトキハ支払命令ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス

### (3) 民事調停法 (抄)

## 第1章 通 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

(調停事件)

第2条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

(管 轄)

第3条 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

(調停の成立・効力)

第16条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

## 第2章 特 則

### 第5節 交通調停

(交通調停事件・管轄)

第33条の2 自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第3条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

### (4) 自動車損害賠償保障法 (抄)

## 第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を成立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 ① この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律185号）第2条第2項に規定する自動車（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

② この法律で「運行」とは、人又は物を運送するとしなにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

③ この法律で「所有者」とは、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

④ この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

## 第2章 自動車損害賠償責任

(自動車損害賠償責任)

第3条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(民法の適用)

第4条 自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

## 第3章 自動車損害賠償責任保険

### 第1節 自動車損害賠償責任保険契約の締結強制

(責任保険の契約の締結強制)

第5条 自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

(保険者)

第6条 責任保険の保険者（以下「保険会社」という。）は、保険業法（昭和14年法律第41号）

又は外国保険事業者に関する法律（昭和24年法律第184号）に基づき責任保険の事業を営むことができる者とする。

## 第2節 自動車損害賠償責任保険契約

### （保険金の請求）

第15条 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

### （保険会社に対する損害賠償額の請求）

第16条 ① 第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

② 被保険者が被害者に損害の賠償をした場合において、保険会社が被保険者に対してその損害をてん補したときは、保険会社は、そのてん補した金額の限度において、被害者に対する前項の支払の義務を免かれる。

③ 第1項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは、保険契約者の悪意によって損害が生じた場合を除き、保険会社が、責任保険の契約に基づき被保険者に対して損害をてん補したものとみなす。

④ 保険会社は、保険契約者又は被保険者の悪意によって損害が生じた場合において、第1項の規定により被害者に対して損害賠償の支払をしたときは、その支払った金額について、政府に対して補償を求めることができる。

### （被害者に対する仮渡金）

第17条 ① 保有者が、責任保険の契約に係る自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を第16条第1項の規定による損害賠償額の支払のための仮渡金として支払うべきことを請求することができる。

② 保険会社は、前項の請求があったときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払わなければならない。

③ 保険会社は、第1項の仮渡金の金額が支払うべき損害賠償額をこえた場合には、そのこえた金額の返還を請求することができる。

④ 保険会社は、保有者の損害賠償の責任が発生しなかった場合において、第1項の仮渡金を支払ったときは、その支払った金額について、政府に対して補償を求めることができる。

### （時効）

第19条 第16条第1項及び第17条第1項の規定による請求権は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。